

## 平成29年度長崎県水泳連盟競技会の参加にあたって

### 1. 競技者登録について

- (1) この要項に記載してある競技会に出場する競技者およびチームは、すべて平成29年度(公財)日本水泳連盟の競技者登録・団体登録を完了していなければならない。ただし、登録を抹消された者は、すべての公式競技会及び公認競技会に出場できない。
- (2) 上記以外の、加盟団体が主催する公認競技会にあっても同様とする。また、未公認の競技会の参加にあたっては、競技者登録を完了していることが望ましい。
- (3) (一社)長崎県水泳連盟(以下「本連盟」という。)への申請書類等

- ① 団体登録申請書
- ② 競技者登録情報一覧表
- ③ 競技者登録情報明細表

※追加の場合も同様に申請が必要です。

※団体内で、2種以上の登録種別がある場合にはそれぞれに登録料が必要です。

- (4) 登録料 団体登録 一団体 13,000円 競技者登録 一人 1,550円

- (5) 登録料振込先 銀行名 : 十八銀行諫早駅前支店

口座名 : 長崎県水泳連盟

口座番号 : 普通 1019893

※振込名はチーム名で、入金内容を記入すること。

- (6) 申込場所 〒854-0806 長崎県大村市富の原2丁目318

ウォーターメイツスイムクラブ長崎内

一般社団法人長崎県水泳連盟事務局 宛

TEL 0957 56 8861 FAX 0957 56 8862

### 2. エントリータイムについて

- (1) エントリータイムは、大会毎に設定された「参加標準記録」を突破した記録(同タイムを認める)であることを要し、記録の1/100秒までを対象とする。
- (2) 記録は、本連盟及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会・公認競技会で公認された公式記録でなければならない。

3. 競技者の参加年齢の決定は、各大会において定めのある場合を除き、大会当日(第1日)を基準とする。

### 4. 競技会の申込みについて

- (1) 要項に記載してある競技会の申込みは、Web-SWMSYSを利用しエントリーを行うこと。ただし、要項に特別の定めがある場合及びチャレンジレースはこの限りでない。

- (2) 本連盟への申請書類等

- ④ 競技会申込データ一覧表(エントリーTIME)(リレー※必要により)
- ⑤ 競技会申込明細表
- ⑥ 申込総括表

※要項に記載してある申込先および申込金振込先に入金すること。

- (3) 大会毎に設定された申込締切日を厳守すること。書類の遅着は認めない。
  - (4) 一度納めた申込金は、理由の如何にかかわらず返金は認めない。悪天候などによる大会の中止を含む。
  - (5) 申込み後は特別な理由がない限り種目変更は認めない。
  - (6) エントリー時と異なる団体からの、出場は認めない。ただし、転居等のやむを得ない事情の場合は、予め本連盟「情報システム委員会」と協議を行うこと。
  - (7) (公財)日本水泳連盟が定める「競技団体および競技者登録規程」(平成29年4月1日から施行)を遵守すること。
5. 棄権届出について
- (1) 予選及びタイムレース決勝競技は、大会当日の最初の競技開始の一時間前までとする。
  - (2) 予め指定された招集時間(一次招集、二次招集の設けられた大会を含む)を過ぎた場合は、「棄権」とみなしその競技の出場権を失う。
6. 棄権料について
- (1) 要項に記載してある競技会(中学校・高等学校関係大会を除く)で、予選競技の結果で決勝の出場権を得た競技者またはリレーチームが棄権をする場合は、棄権料を納入しなければならない。補欠者が、出場権を得た場合の棄権も同様とする。
    - ア. 棄権料 棄権1回につき 1,000円 ただし、リレー競技は 1,200円
    - イ. 棄権料は、大会当日、遅滞なく大会本部へ納めなければならない。
  - (2) 所属する登録団体は、棄権競技者(またはチーム)と連帯して棄権料を支払う義務を負う。ただし、棄権の理由が競技会の期間内にアリーナ内でこうむった負傷による場合はこれを免除する。
7. 上訴審判団の設置について
- (1) 平成29年度長崎県選手権兼第72回国民体育大会水泳競技大会長崎県予選会と、長崎県スプリント選手権においては、上訴審判団を設置する。中体連・高体連主催の競技会においては必要に応じて上訴審判団を設置する。
  - (2) 抗議は、招集所に備付けの「抗議書」(書式)に必要事項を記入の上、抗議料5,000円を添えて大会本部に提出すること。
8. 不行跡行為に対する制裁について
- 以下の行為については、行為者および所属団体を含め以後の競技会への参加を認めない等の制裁を課すことがある。
- ① 不正な大会エントリー
  - ② 故意に競技の進行を妨げる行為
  - ③ 競技役員・看護師・救助員等の指示を無視する行為
  - ④ 大会の品位を著しく傷つける行為等
9. 商業ロゴマーク等の規制について
- 全ての競技者、監督、コーチ及び役員は、アリーナ内の定められた場所において着用する水着及びウェア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク・メーカーのロゴマークについては、(公財)日本水泳連盟の「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に従わなければならない。(違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。)

#### 10. 監督会議への出席について

監督、コーチは、競技規則、競技会要項を熟知するとともに、競技会前に監督者会議が設定されている場合には必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達すること。

#### 11. 本連盟の公式競技会・公認競技会は、全自動審判計時装置を使用する。

#### 12. 記録の公認

- (1) 本連盟が公認する記録は、本連盟及び(公財)日本水泳連盟の公式競技会・公認競技会で公認された記録（国際大会を含む）であり、かつ、本連盟及び加盟団体を代表して参加した場合に限られる。
- (2) 要項に記載してある公式競技会の、長崎県新記録（高校～学童新記録及びタイ記録を含む。）は即日公認とする。

#### 13. 競技役員の派遣について

- (1) 要項に記載してある競技会（中学校・高等学校関係大会を除く）に参加しようとする登録団体は、競技役員（有資格者）1名以上を派遣すること。また、規定の競技役員を派遣できない場合は、無資格であっても登録団体から1名以上を派遣すること。
- (2) 要項に記載してある競技会（中学校・高等学校関係大会を除く）に参加を希望する者で所属する登録団体が長崎県外の者は、上記派遣義務を免除する。

#### 14. 傷害保険について

要項に記載してある競技会に参加する15歳以下（中学生以下）の者は、登録団体で保護者の参加同意の確認をすること。またスポーツ傷害保険またはそれに準ずる保険に加入すること。

#### 15. 撮影許可（盗撮防止）について

- (1) 競技者を保護するため、会場内での競技会参加者および関係者以外の撮影は、携帯電話を含め一切禁止する。
- (2) 撮影許可証が必要な者とは、登録団体が依頼した報道および撮影業者を指す。撮影前に必ず大会本部に申し出ること。
- (3) 競技中は、競技役員等関係等が常に会場の見回りを行う。
- (4) 会場内で不審な撮影者が居た場合には、直ちに大会本部もしくは競技役員・登録団体関係者に通報をお願いする。その際、大会主催者より会場管理者および所轄の警察署に協力を要請する。

#### 16. 個人情報及び肖像権の取扱いについて

本連盟の公式競技会・公認競技会における個人情報及び肖像権の取扱いについては、別添の「公式競技会及び公認競技会における個人情報及び肖像権に関わる取扱いについて」（(公財)日本水泳連盟、平成26年4月1日付）を準用します。

#### 17. ゴミの取扱いについて

全ての競技会において、ゴミはすべて持ち帰るものとする。